

## 1 職員の任免及び職員数の状況

### (1) 採用及び退職の状況

項 目		一般行政職等	消 防 職	医 療 職
採 用 者 数	H31.4.1 付採用	20人	2人	23人
	H31.4.1 付再任用	1人	0人	4人
	H30.4.2~H31.3.31	1人	0人	8人
退 職 者 数 H30.4.2~H31.3.31	定 年	2人	0人	4人
	普通退職	16人	1人	25人

### (2) 職 員 数

部 門	職 員 数	
	平成 30 年	平成 31 年
議 会	5	5
総 務	90	98
税 務	27	26
民 生	31	33
衛 生	29	27
農林水産	15	14
商 工	6	7
土 木	28	27
一般行政計	231	237
教 育	49	45
消 防	83	84
特別行政計	132	129
病 院	330	337
水 道	8	10
下 水 道	11	11
そ の 他	17	16
公営企業等計	366	374
総 合 計	729	740

※ 市長、副市長、教育長を除きます。

## 2 職員の人事評価の状況

### (1) 人事評価

評価の回数	2回
評価の時期	3月・9月
評価の対象者	全職員

### (2) 自己申告

申告の時期	1月
申告の対象者	全職員(病院医療職、消防職を除く任意)
内 容	担当職務、異動希望、資格・免許等

## 3 職員の給与の状況

### (1) 職員給与費の状況(普通会計決算)

職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
人	千円	千円	千円	千円	千円
363	1,234,048	237,600	491,645	1,963,293	5,409

※ 職員手当には退職手当は含みません。

※ 職員数は、平成30年4月1日現在の人数です。

### (2) 職員の平均給料月額・平均年齢の状況(平成31年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	295,400円	40.1歳
技能労務職	242,100円	44.9歳

### (3) 職員の初任給の状況(平成31年4月1日現在)

区 分	決定初任給	採用2年経過日給料額
一般行政職	大 卒	180,700円
	高 卒	148,600円
		採用2年経過日給料額
		194,000円
		158,300円

#### (4) 主な職員手当の状況

ア 毎月決まって支給されるもの(平成31年4月1日現在)

区 分	内 容
扶養手当	1 配偶者 月額 6,500円
	2 子 月額 10,000円
	3 父母等 月額 6,500円
	4 配偶者のいない場合の扶養親族1人目
	・子 月額 10,000円 ・父母等 月額 6,500円
※16歳から22歳までの子の場合、月額5,000円が加算されます。	
住居手当	借家(家賃月額12,000円を超える場合に限る) ・家賃23,000円以下 12,000円との差額 ・家賃23,000円超 23,000円を控除した額の1/2(限度額16,000円)に11,000円を加えた額
通勤手当	1 交通機関利用者 運賃等に応じ55,000円を限度に支給
	2 自動車等利用者
	・2km以上5km未満 2,000円 ・5km以上 距離に応じて4,200円から31,600円

イ 勤務した実績に応じて支給されるもの(平成31年3月31日現在)

名 称	内 容
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した場合に支給 ・平成30年度(普通会計)の1人当たり平均支給年額 396,000円
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康その他特殊な業務に従事した場合に支給 ・一般行政職員に占める支給対象職員の割合 27.8% 平成30年度(普通会計)支給対象職員1人当たり平均支給年額 118,300円 ・支給額の多い手当 * 消防手当 * 不快業務手当 ・支給対象職員の多い手当 * 消防手当 ※特殊勤務手当の種類(普通会計分) 8種類

ウ 臨時に支給される手当

①期末・勤勉手当（平成30年度支給割合）

区 分	6 月	12 月	計
期末手当	1. 300月分	1. 300月分	2. 6 月分
勤勉手当	0. 9 月分	0. 95 月分	1. 85月分

②退職手当(退職時に支給される一時金)（平成30年度支給割合）

区 分		普通退職	定年等退職
支給率	勤続20年	19. 6695月分	24. 586875月分
	勤続25年	28. 0395月分	33. 27075月分
	勤続35年	39. 7575月分	47. 709 月分
	最高限度	47. 709 月分	47. 709 月分

エ 特別職の報酬などの状況（令和元年6月1日現在）

区 分	給料・報酬月額等	期末手当
市長	681, 400円 (880, 000円)	(平成30年度支給割合) 6月期 2. 125月分 12月期 2. 325月分 計 4. 45 月分
副市長	613, 100円 (725, 400円)	
教育長	605, 700円 (640, 000円)	
議長	441, 750円 ( — )	
副議長	413, 250円 ( — )	
議員	394, 250円 ( — )	

※ ( ) 内は減額措置を行う前の金額

#### 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の正規の勤務時間(標準的なもの)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分

(2) 一般行政職員の年次有給休暇の取得状況(平成30年分)

総付与日数 (a)	総使用日数 (b)	対象職員数 (c)	平均使用日数 (b)/(c)	消化率 (b)/(a)
7, 830日	1, 419日	199人	7. 1日	18. 1%

(3) 特別休暇の導入状況(主な特別休暇と付与日数)

- ア 骨髄提供のための休暇 必要と認められる期間
- イ ボランティア休暇 1年に5日以内
- ウ 結婚休暇 連続する5日以内
- エ 産前休暇 6週間以内に出産する予定で、出産の日までの申し出た期間
- オ 産後休暇 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
- カ 小学校就学の始期に達するまでの子の看護のための休暇 1年に5日(2人以上の場合は10日)以内
- キ 短期介護休暇 1年に5日(要介護者が2人以上の場合は10日)以内
- ク 配偶者出産休暇 出産に係る入退院の日から産後2週間以内に2日以内
- ケ 産後8週間以内の子又は小学校就学前の子の育児のための休暇 産前6週間前から産後8週の間5日以内
- コ 夏季休暇 原則として連続する4日以内

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の利用状況

育児休業は子が3歳に達する日の前日まで取得することが可能です。また、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、部分休業制度と育児短時間勤務制度を設けています。平成31年4月からは、子が小学校卒業まで取得可能な子育て支援制度を新たに創設しました。

ア 育児休業及び部分休業の取得者数

種 別	平成30年度の新規取得者数			前年度からの継続取得者数		
	男	女	計	男	女	計
育児休業	0	14	14	0	13	13
部分休業	0	7	7	0	8	8
短時間勤務	0	4	4	0	28	28

イ 育児休業の承認期間(平成30年度新規取得者)

期 間	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え 3年以下	計
	取得職員数	0	8	3	0	0	

ウ 部分休業の承認期間(平成 30 年度新規取得者)

期 間	1年以下	1年超え	2年超え	3年超え	4年超え	5年超え	計
		2年以下	3年以下	4年以下	5年以下		
取得職員数	7	0	0	0	0	0	7

エ 育児短時間勤務の承認期間 (平成 30 年度新規取得者)

期 間	3月以下	3月超え	6月超え	9月以上	計
		6月以下	9月以下		
取得職員数	0	0	0	4	4

(2) 介護休暇の取得状況(平成 30 年度)

介護休暇は、負傷、疾病、又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある家族等（要介護者）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に取得することができる制度です。

ア 介護休暇の取得者数

取得職員	要介護者								計
	配偶者	父母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他	
男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 介護休暇の承認期間

期 間	1月以下	1月超え	2月超え	3月超え	4月超え	5月超え	計
		2月以下	3月以下	4月以下	5月以下		
取得職員数	0	0	0	0	0	0	0

## 6 職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分者数（平成30年4月1日から平成31年3月31日）

	降任	免職	休職	降給	計
勤務成績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	3	0	3
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
計	0	0	3	0	3

※ 同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合、その数を重複して計上しています。

### (2) 懲戒処分者数（平成30年4月1日から平成31年3月31日）

	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

## 7 職員のサービスの状況

### 職員の営利企業等従事許可の状況（平成30年度）

職員は、次に掲げる場合には任命権者の許可を受けなければなりません。職員が、全体の奉仕者として職務に専念する義務を負っていることに基づくものです。

区 分	許可件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の役員、顧問、評議員及び当該会社、団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合	0
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0
報酬を得て事業もしくは事務に従事する場合	7
計	7

## 8 職員の研修の状況

### 研修の実施状況(平成 30 年度)

研 修 区 分	研修回数	参加人数
岐阜県市町村職員研修センター	43	203人
その他研修	32	60人
市単独研修	5	599人
計	80	862人

## 9 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 職員の健康診断の状況(平成 30 年度)

健康診断の種類	受診者数
人間ドック	129人
定期健康診断	560人

### (2) 公務災害補償の状況(平成 30 年度)

加入団体	災害件数
地方公務員災害補償基金岐阜県支部	8件

### (3) 福利厚生制度 (平成 30 年度)

職員の生活の安定と福祉の増進を図るため、岐阜県市町村職員共済組合に加入するとともに羽島市職員互助会を組織しています。共済組合などが実施する事業の経費は、法律などの定めにより職員の負担と事業主の負担によってまかなわれています。

名 称	事 業 名	事 業 内 容
岐阜県市町村 職員共済組合	短期給付事業	病気や怪我をしたときの給付 出産・死亡したときの給付 休業したときの給付 災害にあったときの給付
	長期給付事業	退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金



	保健事業	健康診断費助成事業 健康増進支援事業 宿泊施設利用助成事業
	貯金事業	
	貸付事業	一般貸付、住宅貸付
羽島市職員 互助会	斡旋事業	各種催事等の斡旋
	厚生事業	外部委託
	保険事業	弔慰金、医療保険

※ 羽島市職員互助会 平成30年4月1日現在の会員数660人  
公費負担 職員1人あたり 2.0千円

## 10 公平委員会に係る業務の状況

### (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況(平成30年度)

区分	給与	旅費	勤務時間	休暇	執務環境	厚生福利	転任	任用	その他	計
件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

### (2) 不利益処分に関する不服申立の状況(平成30年度)

該当はありません。